

# 官報

## 号外 昭和四十七年六月六日

### ○第六十八回 衆議院会議録 第三十六号

国會

昭和四十七年六月六日(火曜日)

議事日程 第三十号

昭和四十七年六月六日

午後二時開議

第一 警備業法案(内閣提出)

第二 石油パイプライン事業法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 警備業法案(内閣提出)

日程第二 石油パイプライン事業法案(内閣提出)

労働省設置法の一項を改正する法律案(内閣提出)

勤労婦人福祉法案(内閣提出)

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○副議長(長谷川四郎君) 議員畠和君から辞表が提出されております。これにつきおはかりいたしたいと思います。

まず、その辞表を朗読いたします。

〔参事朗読〕

〔辞職願〕

今般埼玉県知事選挙に立候補のため議員を辞職いたしました御許可下さるよりお願い申し上げます。

昭和四十七年六月六日

衆議院議員 畠 和

衆議院議長 船田 中殿

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可するに決しました。

○副議長(長谷川四郎君) 畠和君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可するに決しました。

○副議長(長谷川四郎君) 日程第一、警備業法案を議題といたします。

日程第一 警備業法案(内閣提出)

右  
国会に提出する。  
昭和四十七年三月十七日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

警備業法案

(目的)

第一条 この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行なうものをいう。

一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

二 人若しくは車両の舞踏する場所又はこれら通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

五 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

六 この法律において「警備業者」とは、第四条の規定による届出をして警備業を営む者をいふ。

七 この法律において「警備員」とは、警備業者の従業者で警備業務に従事するものをいふ。

八 この法律において「警備事由」とは、警備業を営んではならない。

九 この法律において「警備業の欠格事由」とは、次条の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

十 この法律において「警備業の規制」とは、第三条の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して三年を経過しない者  
二 法人でその役員のうちに前号に該当する者  
があるもの

(警備業の届出)

(警備業を営もうとする者は、総理府令で定めるところにより、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

一 氏名又は名称

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

(営業所の届出等)

第五条 警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務(総理府令で定めるものを除く。)を行なおうとするときは、総理府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

第六条 警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第七条 この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

第八条 警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第九条 この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

一〇八一

## (警備員の制限)

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。

第八条 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

(警備業務実施の基本原則)

第八条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意することもに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

## (服装)

第九条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、総理府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装

を用いなければならない。  
(護身用具)

第十条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することができる。

2 公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる。

(教育等)

第十二条 警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

## (警備員の名簿等)

第十三条 警備業者は、総理府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の総理府令で定める書類を備えて、必要な事項を

## (報告及び立入検査)

記載しなければならない。

## (報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務に

関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官にその営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の

物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ

ることができる。

## (指示)

2 前項の規定により警察官が立入検査をすると

きは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## (指揮)

第十四条 公安委員会は、警備業者又はその警備

員が、この法律、この法律に基づく命令若しく

は第十三条第二項の規定に基づく処分に違反し、又は警備業務に関する

他の法令の規定に違反した場合において、警備

業務の適正な実施が害されるおそれがあると認

められるときは、当該警備業者に対し、当該警

備員を警備業務に従事させない措置その他の必

要な措置をとるべきことを指示することができる。

## (営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、警備業者又はその警備

員が、この法律、この法律に基づく命令若しく

は第十三条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に

一 第十四条の規定に基づく指示に違反した者

2 第十五条若しくは第六条の規定に違反して届出をせず、又は第五条若しくは第六条の届出

類を提出した者

3 第十三条第一項の規定に違反して報告をせ

ず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同一

項の報告若しくは資料の提出について虚偽の

報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

又は同項の規定による立入検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは、その者に

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたと

## (聴聞)

第十六条 公安委員会は、前条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、当該警備業者に對し、あらかじめ期日及び場所を指定して、及

開に際する聴聞を行なわなければならない。聴聞に際しては、当該警備業者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (経過措置)

2 この法律の施行の際に警備業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、第四条の規定による届出をしてないで、警備業を営むことができる。

## (罰則)

1 この法律の施行の際に警備業を営んでいる者は、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

## (附則)

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求める

## (理由)

わが国における警備業の現況にかんがみ、警備業を営もうとする者の都道府県公安委員会に對

する届出制度を設けるとともに、警備業者及び警備員が遵守すべき事項等を定めることにより、警備

業務の実施の適正を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## (報告書は本号末尾に掲載)

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求める

## (理由)

わが国における警備業の現況にかんがみ、警備業を営もうとする者の都道府県公安委員会に對

する届出制度を設けるとともに、警備業者及び警備員が遵守すべき事項等を定めることにより、警備

業務の実施の適正を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## (報告書は本号末尾に掲載)

○大野市郎君 ただいま議題となりました警備業法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国における警備業の現況にかんがみ、警備業務の実施の適正をはかることを目的と

するものでありまして、そのおもな内容を申し上げますと、

第一は、警備業者及び警備員について一定の欠格事由を定め、これに該当する場合は、警備業を

営み、または警備業務に從事することができない



意見をきくものとする。

5 主務大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(基本計画の変更)

第四条 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本計画の変更に準用する。

### 第三章 事業の許可

(石油パイプライン事業の許可)

第五条 石油パイプライン事業を営もうとする者は、主務省令で定める石油パイプラインの系統ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であつて、石油パイプライン事業の用に供するもの(以下「事業用施設」という。)に関する次の事項

イ 主務省令で定める導管にあつては、その設置の場所、延長及び内径並びに導管内の圧力

ロ 主務省令で定めるタンクにあつては、その設置の場所及び容量

ハ 主務省令で定める圧送機にあつては、その設置の場所及び能力別の数

石油輸送能力

四 事業用施設についての工事の要否その他の主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、事業用施設の設置の場所を示す図面、事業計画書、事業取支見積書その他の主務省令で定める書類を添附しなければな

らない。

4 主務大臣は、第一項の許可をしようとするときは、自治大臣の意見をきかなければならぬ。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 自治大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(許可の欠格条項)

第六条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに第一号又は前号に該当する者があるもの(許可の基準)

第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するため不適切なものでないこと。

三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

四 その事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

五 その事業の計画の実施が確実であること。

六 その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、かつ、適切であること。

(事業用施設等の変更)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者は(以下「石油パイプライン事業者」という。)は、同条第一項の規定により石油パイプライン事業者の

二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

3 その限りでない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 自治大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(許可の承継)

第六条 第五条及び第五条並びに前条の規定は、第一項の許可に準用する。

3 第五条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の許可に準用する。

2 第五条の許可に準用する。

3 第五条の許可に準用する。

2 石油パイプライン事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、主務大臣の許可を受けなければならない。

3 石油パイプライン事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

2 石油パイプライン事業者たる法人の合併又は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、石油パイプライン事業者である法人と石油パイプライン事業者である法人が合併する場合において、石油パイプライン事業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3 石油パイプライン事業者である法人の合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、石油パイプライン事業者である法人が合併する場合において、石油パイプライン事業者である法人が存続するときは、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者である法人の合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、石油パイプライン事業者である法人が合併する場合において、石油パイプライン事業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3 石油パイプライン事業者たる法人の合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 石油パイプライン事業者たる法人の合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

主務大臣に届け出なければならない。  
(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十二条 石油パイプライン事業者は、石油パイプライン事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の失効)

第十三条 主務大臣は、石油パイプライン事業者が次の各号の一に該当するときは、石油パイプライン事業の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

2 石油パイプライン事業者たる法人の合併若しくは譲受けは、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 石油パイプライン事業者たる法人の合併若しくは譲受けは、主務大臣の認可をしてはならない。

2 石油パイプライン事業者たる法人の合併若しくは譲受けは、主務大臣の認可をしてはならない。

主務大臣に承継した相続人は、遅滞なく、その旨を

第十五条 石油パイプライン事業者は、第五条第

一項又は第八条第一項の許可に係る事業用施設についての工事であつて主務省令で定めるものに関する、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を申請しなければならない。ただし、事業用施設についての工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、主務大臣の指定する期限までにしなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

4 第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるものであること。

5 二、その事業用施設が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

6 天災その他やむを得ない理由により第二項の期限までに第一項の認可を申請することができない認められるときは、主務大臣は、申請により、その期限を延長することができる。

7 石油パイプライン事業者は、第一項の認可に係る工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

8 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

9 第三項の規定は、第五項の認可に準用する。(完成検査等)

第十一条 石油パイプライン事業者は、前条第一項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ、主務大臣の検査を申請しなければならない。

2 主務大臣は、前項の検査の結果、当該事業用施設が次の各号に適合していると認めたときは、これを合格としなければならない。

3 その工事が前条第一項の認可に係る工事の

計画(同条第五項の規定による変更があつたときは、変更後のものとする。以下「認可計画」という。)に従つて行なわれたものであること。

2 石油パイプライン事業者は、前項の認可を受けた場合において、当該事業用施設について、その工事を完成したときは、遅滞なく、主務大臣の検査を申請しなければならない。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による期限の指定について準用する。

4 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の一部について、主務大臣の検査を受けることができる。

5 第二項の規定は、前項の検査に準用する。(事業の開始)

第十七条 石油パイプライン事業者は、前条第一項又は第四項の検査に合格したときは、遅滞なく、その事業を開始しなければならない。

(工事を必要としない場合)

第十八条 石油パイプライン事業者は、第十五条第一項ただし書に規定する場合には、当該事業用施設について、主務大臣の検査を申請しなければならない。

2 第十五条第二項の規定は前項の規定による申請に、第十六条第二項の規定は前項の検査に、同条第六項の規定は前項の事業用施設に、前条の規定は前項の検査に合格した場合に準用する。

第十九条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての工事のうち、第十五条第一項本文に規定するもの以外のものであつて主務省令で定めるものをしようとするときは、その工事の定めをするものでないことを。

五 利用者が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであることを。

(変更命令)

第二十一条 石油パイプライン事業者は、石油輸送規程による料金その他の条件について石油輸送規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めたときは、同項の認可をしなければならない。

三 石油パイプライン事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことを。

五 利用者が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであることを。

第二十二条 石油パイプライン事業者は、次に掲げる場合を除いては、石油輸送の引受けを拒んではならない。

2 石油パイプライン事業者は、前項の認可を受けた場合において、当該事業用施設について、その工事を完成したときは、遅滞なく、主務大臣の検査を申請しなければならない。

3 第十五条第三項の規定は第一項の認可に、同条第五項から第七項までの規定は第一項の認可に係る工事の変更に、第十六条第二項の規定は第二項の検査に、同条第六項の規定は第二項の事業用施設に準用する。

4 第五章 業務の監督

第二十三条 主務大臣は、事業用施設の故障により石油輸送に支障を生じている場合に石油パイプライン事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわないとき、その他石油パイプライン事業者の石油輸送の業務の方法が適切でないため、利用者の円滑な利用を著しく阻害していると認めるときは、当該石油パイプライン事業者に対し、その石油輸送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第六章 保安

第二十四条 石油パイプライン事業者は、事業用施設を第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 主務大臣は、事業用施設が第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、その技術上の基準に適合するよう事業用施設を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使

用を制限することができる。

- 3 主務大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、事業用施設の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

#### (保安規程)

- 第二十五条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安を確保するため、保安に関する組織及び教育に関する事項その他他の主務省令で定める事項について、保安規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときは、同様とする。
- 2 主務大臣は、保安規程が事業用施設についての保安を確保するため適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。
- 3 主務大臣は、事業用施設についての保安を確保するため必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 石油パイプライン事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

#### (保安技術者)

- 第二十六条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める要件を備える者のうちから、保安技術者を選任しなければならない。
- 2 石油パイプライン事業者は、前項の規定により保安技術者を選任したときは、選任なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときは、同様とする。
- 3 主務大臣は、保安技術者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行なわせることができないとき、石油パイプライン事業者に対し、用施設の保安に支障を及ぼすおそれがあると認めたときは、石油パイプライン事業者に対する保安技術者の解任を命ずることができる。

## 外号報

（保安検査）

- 第二十七条 石油パイプライン事業者は、事業用施設であつて主務省令で定めるものについては、主務省令で定める時期ごとに、主務大臣の検査を受けなければならない。

#### (危険時の措置)

- 第二十八条 石油パイプライン事業者は、事業用施設について、石油の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつたときは、直ちに、災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

#### (第七章 雑則)

- 2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防吏員若しくは消防隊員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。
- （許可等の条件）
- 第二十九条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

#### (手数料)

- 第三十条 石油パイプライン事業者は、第十六条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十七条の検査を受ける場合には、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- （土地の立入り）
- 第三十一条 石油パイプライン事業者は、第十六条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十七条の検査を受ける場合には、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- （手数料）
- 第三十二条 建設大臣は、第五条第一項又は第八条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る石油パイプライン事業の用に供する導管が道路（道路法昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。（以下同じ。）に設置されるものであるときは、あらかじめ、道路管理者の意見をきかなければならない。
- 2 道路管理者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けた石油パイプライン事業の用に供する導管について、道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が同法第三十三条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えないなければならない。
- 3 石油パイプライン事業者は、前項の許可を受けるときは、その旨を土地の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えないなければならない。

石油パイプライン事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

- 4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### (報告徴収及び立入検査)

- 第三十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油パイプライン事業者に対し、その事業に關し報告をさせることができるものとして、その事業場に立ち入り、事業用施設、帳簿、書類その他の物件を検査させなければならない。
- 5 石油パイプライン事業者は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 6 前項の規定による損失の補償については、石油パイプライン事業者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 7 前項の規定による協議が成立しないときは、石油パイプライン事業者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

- （道路の占用の特例）
- 第三十四条 主務大臣は、第十三条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に對し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

#### (聴聞)

- 第三十五条 この法律の規定による処分に係る者は、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、當該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えないなければならない。
- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、當該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えないなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事の許可を受けた他の土地に立ち入ることができる。
- 3 石油パイプライン事業者は、前項の許可を受けるときは、その旨を土地の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えないなければならない。

日の一月前までに、当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならぬ。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

- 3 石油パイプライン事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。
- 4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### (不服申立ての手続における聴聞)

- 第三十五条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。





〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鶴田宗一君登壇〕

○鶴田宗一君  
たゞいま議題となりました石油パイプライン事業法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における石油需要の著しい増大と、道路等における交通事情の悪化の現状にかんがみ、新たに、石油パイプラインによる合理的かつ安全な石油の輸送の実現をはかるため、石油パイプラインの設置、石油パイプライン事業の規制、保安の確保等について必要な措置を講じようとするものであります。そのおもな内容は、

第一に、主務大臣は、石油パイプラインの適かつ計画的な設置に関する基本方針、経路の概要等を内容とする基本計画を定めなければならないこと。

第二に、石油パイプライン事業者を管轄する者は、石油パイプラインの系統ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないこと。

第三に、石油パイプライン事業者は、工事の計画について、主務大臣の認可を受け、指定された期限までに工事を完成し、検査に合格したときは、遅滞なく、その事業を開始しなければならないこと。

第四に、石油パイプライン事業者は、事業用施設を技術上の基準に適合するように維持し、料金その他の条件についての石油輸送規程、保安組織等についての保安規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないこと。

第五に、石油パイプライン基本計画、事業許可、工事の計画及び検査、業務の監督、保安に関する事項等について、それぞれ主務大臣を定めること。

その他、道路占用の許可、土地収用等について定めること。

その他、道路占用の許可、土地収用等について定めること。

本案は、去る四月三日当委員会に付託され、翌四月四日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聽取し、以来、地方行政委員会、運輸委員会との連合審査会を開き、また、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を重ねましたが、これら詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かかるて、昨五日質疑を終局いたしましたところ、自由民主党より、法律の目的における公共の安全確保の明確化、関係市町村長の基本計画及び事業許可に関する意見の申し出等に関する修正案が提出され、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案により、石油パイプラインの保安の確保、所管四省間の緊密な連絡協議体制の確立、関係地域住民の意見の尊重、土地収用についての慎重な運用等を内容とする附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

石油パイプライン事業法案に対する修正  
案(委員会修正)

石油パイプライン事業法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十一条」を「第三十一条」に、「第二十九条第一項」を「第三十二条」に、「第二十九条第三十八条」を「第三十二条第四十一条」に、「第三十九条第一四十六条」を「第四十二条第一四十九条」に改める。

第一条中「実現を図り」と「実現を図るとともに」を「第三十二条第一四十九条」に改め、「し、あわせて石油の輸送に因連する災害の発生の防止と道路等における交通事情の改善に資」を削る。

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 関係市町村長は、基本計画に關し、主務大臣

第四条第二項中「第四項及び第五項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第五条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二項を加える。

四 事業用施設についての保安を確保するために必要な主務省令で定める事項

六 関係市町村長は、第一項の許可に關し、主務大臣に對し、意見を申し出ることができる。

第七条第三号中「道路事情」の下に「都市計画」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「その事業を」の下に「安全かつ」を加え、同号を同条第五号とし、同号の前にも次の一号を加える。

四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

第八条第一項中「第二号又は第三号」を「第二号から第四号まで」に改め、同条第三項中「第四項及び第五項並びに」を「第四項から第六項まで及び」に改める。

第九条中「第四号」を「第五号」に改める。

第十五条第七項中「第三項の規定は、第五項」を「第三項及び第五項の規定は、第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、同項の認可に關し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十六条第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

第十九条第四項中「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改める。

第三十条中「第二十七条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条を第三十二条とする。

第二十八条に次の二項を加え、同条を第三十一一条とする。

3 石油パイプライン事業者は、あらかじめ、災害の発生に備え、第一項の規定により講ずべき措置について、関係市町村長と協議しておかなければならぬ。

第二十七条を第二十九条とし、同条の次に次の二項を加える。

(保安作業從事者)

第三十条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安に係る作業であつて主務省令で定めるものについては、その作業を行なうに必要な主務省令で定める保安に關する教育を

を第四十九条とする。

第四十五条を第四十八条とする。

第四十四条中「第三十九条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十三条第一号及び第二号中「第二十六条」を「第二十八条」に、同条第三号中「第二十七条规定は、第三十六条又は第三十七条」を「第二十九条」に、第二十九条又は第三十六条を「第三十三条」に、第三十三条第一号及び第二号中「第二十六条」を「第二十八条规定は、第三十七条」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十二条を第四十五条とする。

第四十一条第二号及び第三号中「第二十五条」を「第二十七条」に、同条第四号中「第二十四条」を「第二十五条」に、同条第五号中「第二十六条」を「第二十七条」に、同条第五号中「第二十四条规定は、第二十五条」を「第二十六条规定は、第二十七条」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十条第四号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十九条を第四十二条とし、第三十八条を第二十九条とする。

第三十七条第一項中「第三十二条」を「第三三十一条」とする。

第五条に改め、同条を第四十条とする。

第三十九条を第三十二条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条第一項中「第三十二条」を「第三三十一条」とする。

第五条に改め、同条を第四十条とする。

第三十九条を第三十二条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第二十九条に次の二項を加え、同条を第三十一一条とする。

3 石油パイプライン事業者は、あらかじめ、災害の発生に備え、第一項の規定により講ずべき措置について、関係市町村長と協議しておかなければならぬ。

第二十七条を第二十九条とし、同条の次に次の二項を加える。

(保安作業從事者)

第三十条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安に係る作業であつて主務省令で定めるものについては、その作業を行なうに必要な主務省令で定める保安に關する教育を







法律案について、趣旨弁明を申し上げます。  
まず、勤労婦人福祉法案について申し上げま

す。本案は、勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、職業生活と育児、家事その他の家庭生活との調和の促進等の措置を推進することにより、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上をはからうとするもので、そのおもな内容は、

第一に、勤労婦人の福祉に関する基本的理念並びに事業主、国及び地方公共団体の責務を明らかにすること。

第二に、労働大臣は、勤労婦人福祉対策基本方針を定めること。

第三に、国及び地方公共団体は、勤労婦人の福祉について、必要な啓発活動を行なうとともに、職業指導の充実、職業訓練の奨励等の福祉の措置を講ずること。

第四に、事業主は、その雇用する勤労婦人について、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮につき、必要に応じ、育児休業の実施その他の育児に関する便宜の供与を行なうようつとめる

こと。

第五に、右のほか、勤く婦人の家の設置等について、勤労婦人が性別により差別されることのない旨を明確にすること等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げます。

届け出により、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為を業

としている者は、現在暫定措置として一代限り業務の継続が認められておりますが、将来にわたつ

ての医業類似行為の取り扱いについては、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復

等中央審議会で調査審議されており、厚生大臣はこの調査審議の結果を参考して、必要な措置を講じなければならぬこととなつておりますが、いまだ審議会の結論を得るに至っていないのであります。

医業類似行為を業として行なっている人々の多くは、高年齢に達しているため、審議会の調査審議を怠がなければならぬことになりますが、いまだ審議会の結論を得るに至っていないのであります。

る。

○副議長(長谷川四郎君) これより採決に入ります。

まず、勤労婦人福祉法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議ありませんか。

次に、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

出席国務大臣

厚生大臣 斎藤昇君  
通商産業大臣 田中角栄君  
労働大臣 堀川俊郎君  
国務大臣 中村寅太君

地方行政委員会 評議會  
辞任 笠岡喬君  
補欠 羽田孜君  
鰐岡兵輔君  
中山正輝君  
中野正輝君  
羽田孜君  
笠岡喬君

○朗読を省略した議長の報告  
(法律公布奏上及び通知)

一、去る二日、次の法律の公布を奏上し、その旨

参議院に通知した。  
日本開発銀行法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求める件

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件

○副議長(長谷川四郎君) これより採決に入ります。

まず、勤労婦人福祉法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

出席国務大臣

厚生大臣 斎藤昇君  
通商産業大臣 田中角栄君  
労働大臣 堀川俊郎君  
国務大臣 中村寅太君

地方行政委員会 評議會  
辞任 笠岡喬君  
補欠 羽田孜君  
鰐岡兵輔君  
中山正輝君  
中野正輝君  
羽田孜君  
笠岡喬君

○朗読を省略した議長の報告  
(法律公布奏上及び通知)

一、去る二日、次の法律の公布を奏上し、その旨

参議院に通知した。  
日本開発銀行法の一部を改正する法律

昭和四十七年六月六日 衆議院会議録第三十六号

## 朗読を省略した議長の報告

一〇九四









の防災と道路等における交通事情の改善に資することを目的とする。

## 第二章 基本計画

### (基本計画)

第三条 主務大臣は、石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に關し、石油パイプライン基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関する基本方針

二 石油パイプラインの経路の概要及び完成の目標年度

三 石油パイプラインにより輸送されるべき石油の種類及び数量

四 その他必要な事項

五 石油パイプラインにより輸送事情及び輸送量並に土地利用の状況を勘案して定めるものとする。

六 主務大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきくものとする。

七 地域市町村長は、基本計画に關し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

8 主務大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

第四条 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本計画の変更に準用する。

(石油パイプライン事業の許可)

第五条 石油パイプライン事業を営もうとする者は、主務省令で定める石油パイプラインの系統ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人に附するものを定めるものとする。

二 石油パイプラインに属する導管及びその他はその代表者の氏名

三 石油パイプライン事業の用に供するもの(以下「事業用施設」という。)に関する次の事項

イ 主務省令で定める導管に附しては、その設置の場所、延長及び内径並びに導管内の圧力

ロ 主務省令で定めるタンクに附しては、その設置の場所及び容量

ハ 主務省令で定める圧送機に附しては、その設置の場所及び能力別の数

三 事業用施設により輸送する石油の種類及び石油輸送能力

四 事業用施設についての保安を確保するために必要な主務省令で定める事項

五 その事業の計画の実施が確実であること。

六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、か

ら、適切であること。

七 (事業用施設等の変更)

八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

九 第五条第一項の許可を受けなければならないときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

五 (安全部分)

六 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

七 その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

八 (事業用施設等の変更)

九 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(工事の計画)

第十一条 石油パイプライン事業者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る事業用施設についての工事であつて主務省令で定めるものに附し、その工事の計画を定め、その工事の計画を申請しなければならない。ただし、事業用施設についての工事を必要としない場合は、この限りでない。

12 前項の規定による申請は、主務大臣の指定する期限までにしなければならない。

13 主務大臣は、第一項の規定による申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

14 第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるものである。

15 その事業用施設が主務省令で定める技術上工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

16 前項の規定により意見を述べようとするときは、主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、その旨を示す函件(以下「意見書」といふ。)を提出しなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

17 石油パイプライン事業者は、第一項の認可に係る工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

18 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

19 第三項○(及び第五項)の規定は、第五項の認可に準用する。

20 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

21 (完成検査等)

22 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

6 地域市町村長は、第一項の許可に附し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

7 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

8 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

七 (事業用施設等の変更)

八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

九 第五条第一項の許可に準用する。

10 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

11 (完成検査等)

12 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

13 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

14 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

15 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

16 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

17 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

18 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

19 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

20 七 (事業用施設等の変更)

21 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

22 九 第五条第一項の許可に準用する。

23 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

24 (完成検査等)

25 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

26 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

27 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

28 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

29 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

30 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

31 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

32 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

33 七 (事業用施設等の変更)

34 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

35 九 第五条第一項の許可に準用する。

36 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

37 (完成検査等)

38 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

39 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

40 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

41 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

42 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

43 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

44 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

45 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

46 七 (事業用施設等の変更)

47 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

48 九 第五条第一項の許可に準用する。

49 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

50 (完成検査等)

51 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

52 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

53 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

54 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

55 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

56 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

57 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

58 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

59 七 (事業用施設等の変更)

60 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

61 九 第五条第一項の許可に準用する。

62 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

63 (完成検査等)

64 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

65 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

66 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

67 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

68 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

69 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

70 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

71 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

72 七 (事業用施設等の変更)

73 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

74 九 第五条第一項の許可に準用する。

75 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

76 (完成検査等)

77 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

78 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

79 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

80 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

81 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

82 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

83 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

84 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

85 七 (事業用施設等の変更)

86 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

87 九 第五条第一項の許可に準用する。

88 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

89 (完成検査等)

90 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

91 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

92 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

93 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

94 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

95 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

96 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

97 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

98 七 (事業用施設等の変更)

99 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

100 九 第五条第一項の許可に準用する。

101 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

102 (完成検査等)

103 第十六条 石油パイプライン事業者は、前条第一

104 第七条 主務大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければならぬ。

105 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。

106 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するに不適切なものでないこと。

107 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情○(都市計画)その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

108 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。

109 五 その他の事業を○適切に遂行するに足りる能力を有するものであること。

110 六 その他の事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、から、適切であること。

111 七 (事業用施設等の変更)

112 八 第五条第一項の許可を受けた者(以下「石油パイプライン事業者」といふ。)は、同条第二項第二号又は第三号の(第六号)の事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

113 九 第五条第一項の許可に準用する。

114 第二号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

115 (完成検査等)

</

項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ、主務大臣の検査を申請しなければならない。

2 主務大臣は、前項の検査の結果、当該事業用施設が次の各号に適合していると認めたときは、これを合格としなければならない。

一 その工事が前条第一項の認可に係る工事の計画（同条第五項の規定による変更があつたときは、変更後のものとする。以下「認可計画」という。）に従つて行なわれたものである。

二 前条第三項第二号の技術上の基準に適合するものであること。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による期限の指定について準用する。

4 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の一部について、主務大臣の検査を受けることができる。

5 第二項の規定は、前項の検査に準用する。

6 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の全部又は一部について、第一項又は第四項の検査に合格した後でなければ、これを使用してはならない。

（工事の計画等）

第十九条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての工事のうち、第十五条第一項本文に規定するもの以外のものであつて主務省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な工事又は災害による復旧工事その他緊急を要する工事については、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者は、前項の認可を受けた場合において、当該事業用施設について、その工事を完成したときは、遅滞なく、主務大

臣の検査を申請しなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、第一項ただし書に規定する工事をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第十五条第三項の規定は第一項の認可に、同条第六項から第七項までの規定は第一項の認可に係る工事の計画の変更に、第十六条第二項の規定は第二項の検査に、同条第六項の規定は第二項の事業用施設に準用する。

#### 第六章 保安

（石油パイプライン事業者の義務）

第二十四条 石油パイプライン事業者は、事業用施設を第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 主務大臣は、事業用施設が第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

（事業用施設の維持等）

第二十五条 石油パイプライン事業者は、事業用施設を第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 主務大臣は、事業用施設に係る事項についての保安規程を守らなければならない。

（保安規程）

二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、その技術上の基準に適合するよう事業用施設を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 主務大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（保安技術者）

3 主務大臣は、事業用施設についての保安を確保するため必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、事業用施設に係る事項についての保安規程を守らなければならない。

3 主務大臣は、事業用施設についての保安を確保するため必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防吏員若しくは消防団員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

（許可等の条件）

3 主務大臣は、事業用施設についての保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める要件を備える者から、保安技術者を選任しなければならない。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 第二十九条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

#### 第七章 雜則

（許可等の条件）

第二十九条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（手数料）

第三十条 石油パイプライン事業者は、第十六条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第十九条第二項又は第二十七条の検査を受ける場合には、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（土地の立入り）

第三十一条 石油パイプライン事業者は、事業用施設であつて主務省令で定めるものについて

は、主務省令で定める時期ごとに、主務大臣の検査を受けなければならない。

（保安作業従事者）

第三十二条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての保安を確保するため、保安に関する組織及び教育に關する事項その他の主務省令で定める事項について、保安規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（危険時の措置）

第三十三条 石油パイプライン事業者は、事業用施設について、石油の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつたときは、直ちに、災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

（保安規程）

要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。  
 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、その旨を土地の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。  
 3 石油パイプライン事業者は、前項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。  
 4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
 5 石油パイプライン事業者は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。  
 6 前項の規定による協議が成立しないときは、石油パイプライン事業者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

## (道路の占用の特例)

第三十五条 建設大臣は、第五条第一項又は第八条第一項の許可があつた場合において、当該申請に係る石油パイプライン事業の用に供する導管が道路（道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）による道路をいう。以下同じ。）に設置されるものであるときは、あらかじめ、道路管理者の意見をきかなければならない。  
 2 道路管理者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けた石油パイプライン事業の用に供する導管について、道路法第三十二条第一項

又は第三項の規定による道路の占用の許可の申

請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が同法第三十三条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えるなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、前項の許可を受けるようとするときは、その工事をしようとする日の一月前までに、当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならぬ。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

## (報告徴収及び立入検査)

第三十五条 六 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油パイプライン事業者に対し、その事業に關し報告をさせることができ

## (経過措置)

第三十六条 八 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

## (適用除外)

第三十七条 第五条第四項及び第五項（第八条第

三項において準用する場合を含む。）並びに第三

四項の規定は、日本国有鉄道が行なう石油

パイプライン事業については、適用しない。

2 消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）第

三章の規定は、事業用施設による石油輸送について、適用しない。

（主務大臣等）

第三十八条 第五条第一項の規定による主務大臣は、次のとおりとする。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (聴聞)

第三十九条 主務大臣は、第十三条の規定による

処分をしよろとするときは、当該処分に係る者

に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公

開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案

の内容を示さなければならない。

五 事業用施設についての保安に關する事項に

ついては、通商産業大臣、運輸大臣及び自治

大臣の発する命令とする。

3 第二号から第五号までの規定にかかるわ

らず、日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の計画及び検査並びに保安に關する事項については運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

4 第二号から第五号までの規定にかかるわ

らず、新東京国際空港公團が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の計画及び検査並びに保安に關する事項については運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

5 事業用施設についての保安に關する事項に

ついては、通商産業大臣、運輸大臣及び自治

大臣の発する命令とする。

6 第二号から第五号までの規定にかかるわ

らず、日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の計画及び検査並びに保安に關する事項については運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

7 第二号から第五号までの規定にかかるわ

らず、新東京国際空港公團が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の計画及び検査並びに保安に關する事項については運輸大臣及び自治大臣、その他の事項については運輸大臣とする。

（主務大臣等）

第三十九条 第五条第一項の許可を受けないで石

油パイプライン事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

（主務大臣等）

第四十条 次の各号の一に該当する者は、三十

万円以下の罰金に處する。

1 第八条第一項の許可を受けないで事業用施

設、石油の種類又は石油輸送能力を変更した

者は

2 第十二条第一項の許可を受けないで石油バ

イプライン事業の全部又は一部を休止し、又

は廃止した者は

3 第十三条の規定による事業の停止の命令に違

反した者は

4 第二十四条第三項の規定による命令又は処

分に違反した者は

5 次の各号の一に該当する者は、二十



性にかんがみ、福祉部を賃金福利部に改め、最も低賃金等に関する事務を行なわせることとするほか、施行期日について修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十七年六月六日

衆議院議長 船田 中殿 内閣委員長 伊能繁次郎

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第五条第二項中「労働統計調査部」を「統計情報部」に、「賃金部」を「○賃金福利部」に改める。

第八条第一項第一号中「國すること」の下に「(最低賃金に関するものを除く。)」を加え、同項第八号中「及び労働災害防止協会」を「労働災害防止協会、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合」に改め、同項第十一号を次のよう改める。

十一 労働者の福祉の増進を図ること(他の所掌に属するものを除く。)

第八条第一項第十四号中「労働者財形形成促進法の下に、中小企業退職金共済法、港湾労働法(第七章の規定に限る。第三項において同じ。)」を加え、同項第三項を次のように改める。

○(賃金福利部は、第一項第一号に掲げる事務(○労働時間及び休息に関するものについては、労働基準法の施行に関するものを除く。)、同項第八号に掲げる事務のうち中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の監督に関するもの、同項第九号の二から第十一号までに掲げる事務並びに同項第十四号に掲げる事務のうち○最低賃金法(第四章の規定を除く。)、○労働者財形形成促進法、中小企業退職金共

済法及び港湾労働法の施行に関するものをつかさどる。

附 則

公布の日から起算して三月をこえない第四回の増進と地位の向上を図るために必要な措置を講ずることは時宜に適するものと認めるが、な

る。おいて政令で定める日

### 動労婦人福祉法案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、職業生活と育児、家事その他の家庭生活との調和の促進等の措置を推進す

ることにより、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図らうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

二 議案の内容

かにするとともに、職業生活と育児、家事その他の家庭生活との調和の促進等の措置を推進すことにより、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図らうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

昭和四十七年六月六日

衆議院議長 船田 中殿 社会労働委員長 森山 鈴司

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

1 勤労婦人の福祉に関する基本的理念並びに事業主、國及び地方公共団体の責務について規定すること。

2 國及び地方公共団体は、勤労婦人の福祉について、必要な啓発活動を行なうこと。

3 勤労大臣は、勤労婦人の福祉に関する施策の基本となるべき方針を定めること。

4 國及び地方公共団体は、勤労婦人について、職業指導の充実、職業訓練の奨励等の福祉の措置を講ずること。

5 事業主は、その雇用する勤労婦人について、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮に努め、必要に応じ、育児休業の実施その他他の育児に関する便宜の供与を行なうように努めること。

6 地方公共団体は、勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なう施設として、働く婦人の家の設置するよう努めること。

7 右のほか、勤労大臣は、勤労婦人の職業生

活及び家庭生活に関する必要な調査研究を実施すること等について所要の規定を設けること。

#### 〔基本的理念〕

第二条 勤労婦人は、次代をにぎらう者の生育について重大な役割を有するとともに、経済及び社会の発展に寄与する者であることにはかんがみ、勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図り、及び母性を尊重されつゝのその能力を有効利用されること。

(職業訓練)

第八条 國、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労婦人が職業に必要な技能(これに関する知識と技能の向上を図るため、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

(育児休業)

第八条 國、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労婦人の職業訓練の機会が必ずしも確保されるように、労婦人その他の関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

労婦人その他の関係者に対する職業訓練に関する啓もう宣伝を行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮)

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮をするよう努めなければならない。

五 働く婦人の家については、勤労婦人の福祉を総合的に推進するための拠点として実効あるものとするため、これを増設しその運営の充実に努めるとともに、児童館その他学童保育施設の設置を促進すること。

お、勤労婦人の福祉に関する基本的理念等につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十七年六月六日

衆議院議長 船田 中殿 社会労働委員長 森山 鈴司

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守り、○勤務時間の変更、勤務の解消等の措置を守る

政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 勤労婦人の福祉に関する施策は、広範、多岐にわたるので、本法の施行に当たっては、男女平等の趣旨のもとに、労働基準法等関係法令の施行及び関係施策との連携を密にして、総合的な効果をあげるよう努めること。

二 本法の制定を契機として、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

四 本法の施行と相まって、公立保育所等の設置を促進し、その運営の充実を図るより整備計画の拡充に努めること。また、事業主が乳幼児の育児に関する施設の設置等を行なうに当たっては、その設備及び運営に開拓し児童福祉の理念が生かされるものとなるよう配慮すること。

五 働く婦人の家については、勤労婦人の福祉を総合的に推進するための拠点として実効あるものとするため、これを増設しその運営の充実に努めるとともに、児童館その他学童保育施設の設置を促進すること。

第六条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第七条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第八条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守り、○勤務時間の変更、勤務の解消等の措置を守る

政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 勤労婦人の福祉に関する施策は、広範、多岐にわたるので、本法の施行に当たっては、男女平等の趣旨のもとに、労働基準法等関係法令の施行及び関係施策との連携を密にして、総合的な効果をあげるよう努めること。

二 本法の制定を契機として、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

四 本法の施行と相まって、公立保育所等の設置を促進し、その運営の充実を図るより整備計画の拡充に努めること。また、事業主が乳幼児の育児に関する施設の設置等を行なうに当たっては、その設備及び運営に開拓し児童福祉の理念が生かされるものとなるよう配慮すること。

五 働く婦人の家については、勤労婦人の福祉を総合的に推進するための拠点として実効あるものとするため、これを増設しその運営の充実に努めるとともに、児童館その他学童保育施設の設置を促進すること。

第六条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第七条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第八条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるように配慮するよう努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守り、○勤務時間の変更、勤務の解消等の措置を守る

政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 勤労婦人の福祉に関する施策は、広範、多岐にわたるので、本法の施行に当たっては、男女平等の趣旨のもとに、労働基準法等関係法令の施行及び関係施策との連携を密にして、総合的な効果をあげるよう努めること。

二 本法の制定を契機として、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

四 本法の施行と相まって、公立保育所等の設置を促進し、その運営の充実を図るより整備計画の拡充に努めること。また、事業主が乳幼児の育児に関する施設の設置等を行なうに当たっては、その設備及び運営に開拓し児童福祉の理念が生かされるものとなるよう配慮すること。

五 働く婦人の家については、勤労婦人の福祉を総合的に推進するための拠点として実効あるものとするため、これを増設しその運営の充実に努めるとともに、児童館その他学童保育施設の設置を促進すること。

第六条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第七条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第八条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守り、○勤務時間の変更、勤務の解消等の措置を守る

政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 勤労婦人の福祉に関する施策は、広範、多岐にわたるので、本法の施行に当たっては、男女平等の趣旨のもとに、労働基準法等関係法令の施行及び関係施策との連携を密にして、総合的な効果をあげるよう努めること。

二 本法の制定を契機として、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

四 本法の施行と相まって、公立保育所等の設置を促進し、その運営の充実を図るより整備計画の拡充に努めること。また、事業主が乳幼児の育児に関する施設の設置等を行なうに当たっては、その設備及び運営に開拓し児童福祉の理念が生かされるものとなるよう配慮すること。

五 働く婦人の家については、勤労婦人の福祉を総合的に推進するための拠点として実効あるものとするため、これを増設しその運営の充実に努めるとともに、児童館その他学童保育施設の設置を促進すること。

第六条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第七条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第八条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守り、○勤務時間の変更、勤務の解消等の措置を守る

政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 勤労婦人の福祉に関する施策は、広範、多岐にわたるので、本法の施行に当たっては、男女平等の趣旨のもとに、労働基準法等関係法令の施行及び関係施策との連携を密にして、総合的な効果をあげるよう努めること。

二 本法の制定を契機として、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

四 本法の施行と相まって、公立保育所等の設置を促進し、その運営の充実を図るより整備計画の拡充に努めること。また、事業主が乳幼児の育児に関する施設の設置等を行なうに当たっては、その設備及び運営に開拓し児童福祉の理念が生かされるものとなるよう配慮すること。

五 働く婦人の家については、勤労婦人の福祉を総合的に推進するための拠点として実効あるものとするため、これを増設しその運営の充実に努めるとともに、児童館その他学童保育施設の設置を促進すること。

第六条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第七条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第八条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守り、○勤務時間の変更、勤務の解消等の措置を守る

政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 勤労婦人の福祉に関する施策は、広範、多岐にわたるので、本法の施行に当たっては、男女平等の趣旨のもとに、労働基準法等関係法令の施行及び関係施策との連携を密にして、総合的な効果をあげるよう努めること。

二 本法の制定を契機として、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

四 本法の施行と相まって、公立保育所等の設置を促進し、その運営の充実を図るより整備計画の拡充に努めること。また、事業主が乳幼児の育児に関する施設の設置等を行なうに当たっては、その設備及び運営に開拓し児童福祉の理念が生かされるものとなるよう配慮すること。

五 働く婦人の家については、勤労婦人の福祉を総合的に推進するための拠点として実効あるものとするため、これを増設しその運営の充実に努めるとともに、児童館その他学童保育施設の設置を促進すること。

第六条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第七条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第八条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができないように配慮するよう努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守り、○勤務時間の変更、勤務の解消等の措置を守る

政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 勤労婦人の福祉に関する施策は、広範、多岐にわたるので、本法の施行に当たっては、男女平等の趣旨のもとに、労働基準法等関係法令の施行及び関係施策との連携を密にして、総合的な効果をあげるよう努めること。

二 本法の制定を契機として、勤労婦人の労働条件の改善・向上と雇用の安定を図るため、労働基準法その他の関係法令について、基準の引上げ等を再検討するとともに、婦人関係の国際労働条約の批准に努めること。

三 育児休業については、その普及が勤労婦人の職業生活と家庭生活との調和を図るうえに重要な意義を有するので、その円滑な普及を図り、その能力の向上を図るため、勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするため、育児中の生活安定等についての専門的な検討を含め必要な措置を講ずること。

四 本法の施行と相まって、公立保育所等の設置を促進し、その運営の充実を図るより整備計画の拡充に努めること。また、事業主が乳幼児の育児に関する施設の設置等を行なうに当たっては、その設備及び運営に開拓し児童福祉の理念が生かされるものとなるよう配慮すること。

昭和四十七年六月六日 衆議院会議録第三十六号

議案に関する報告書

六 職業訓練法に基づく公共職業訓練等を受講する求職者に支給される訓練手当については、訓練中の生活面を十分配慮したものとするよう努めること。

衆議院会議録第三十三号中正誤	
一 未 六	相当する額
大 三 一	模擬爆弾
益 行 段	誤
益 行 段	正
模擬爆弾	模擬爆弾

明治二十五年三月三十一日

定価一部五十円  
(配送料共)

発行所

大藏省印刷  
東京都港区赤坂見附二番地 郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二四四二二(六代)